

## 薩摩藩と琉球王国が支配する「琉球国」 ——近世奄美諸島の島役人の実態分析を通じて

KOROTINSKIS Igors 日本史学分野・専門 博士後期課程2年

**研究背景** 近世琉球史研究では、1609年の島津氏琉球侵略以降の奄美諸島を「琉球国」の一部としてみなさない。奄美諸島は現在鹿児島県大島郡であり、鹿児島県の一番南にある。史料上では、その奄美諸島の在役人（以下：島役人）などを考察すると、その役人は明らかに琉球人の扱いを受けている。具体的に、島役人は日本人の名前を名乗ることや日本風の服装を着用することが規則で厳しく禁じられていた。先行研究はこれを「隠蔽政策」や差別問題として捉えたが、それは地方の風俗を保存するためではないかと考えられる。その風俗の一環として土地制度も琉球国時代の形で保存されて、明治期まで存続した。奄美諸島は薩摩藩の直轄領（蔵入）となりながらも、琉球国の様相を保った。とはいえ、琉球史研究は2000年以降著しく進展した今でも、奄美諸島を見逃す傾向をもち、薩琉・日琉関係史からまったく除外されている。その問題に加えて、島役人は百姓身分になったという捉え方があるのだが、経済上・身分上では藩に百姓と島役人の身分的な区別がみられる点について、研究は触れていない。

**研究目的** 近世島津氏支配下の奄美の島役人に関する史料を調査・考察していくことで、以下のことを目指す。まずは、(1)島役人が所有した土地と特権を扱う未刊行の史料を集める。島役人はどのような形で土地を所有して、島役人の土地（オエカ地、中世より残った島役人所有形態）と藩支配を照らす史料を見つけ出す。また、可能な限り、島役人と百姓との身分的な区別を考察できる史料を探す（服装、移動権、その他の特権）。(2)島役人は薩摩藩の支配下にありながら、広義の「琉球国」の文化・風俗に結ばれていた跡が見られる。前近代の文化と風俗はある者の生活を定めることと見て、薩摩藩内の島役人が「琉球国」・「琉球人」に本格的に属していたことについてデータを集める。

**調査方法** 2019年10月10日から同23日まで現地へ赴き、鹿児島市・沖縄県・那覇市の文書館・博物館などを訪問した。また、この調査の重点となる沖永良部島知名町に1週間程度滞在して、地方の史料と故弓削政己先生が知名町図書館へ寄贈した史料を調査した。調査する史料は多様であるが、調査の中心は近世奄美諸島の島役人であった。特に藩関係、海運と土地所有に関する史料調査がメインであった。

**調査結果** 史料調査は次の成果をもたらした。まずは、沖永良部島で未刊行の個人所蔵の史料・先祖家譜を閲覧できた。個人所蔵史料は近世期後期の島役人の社会・経済への貢献、土地所有と名字獲得の経緯を記す史料である。その史料は未刊行のものであるため、島役人に関する理解は深められた。さらに、島役人の海運統制と鹿児島から派遣される藩側役人との関係文書もいくつか発見した。この史料を以て、奄美諸島・日琉交通・東アジアの漂流民送還のデータの空白が埋められる。それから、島の宗教者である「ノロ」の文書も閲覧でき、近世ノロの土地所有の史料もそのなかに含まれており、期待を上回った。ノロは薩摩藩の弾圧を受けたが、島役人と同じく土地を所有していた跡が史料に見られる。ノロは土地を所有しただけではなく、島役人との血縁的な関係を有したことから、島役人・宗教者・土地の三角関係の研究は前進した。また、未刊行の島役人の家譜や個人所蔵史料を複製したので、今後刊行される史料集を増補することもできるだろう。